

## 引上げ分に係る地方消費税収(地方消費税交付金)の使途（平成30年度決算）

消費税率の改定（平成26年4月1日）に伴い、引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。）は、消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度東大和市一般会計決算において、引上げ分に係る地方消費税収（地方消費税交付金）の使途については、次のように整理しました。

【歳入】 引上げ分に係る地方消費税交付金の決算額 : 718,929千円

【歳出】 引上げ分に係る地方消費税交付金が充当される事業費の決算額 : 6,180,493千円

(単位：千円)

頁	予算科目	事業名称	事業費	財源内訳					うち引上げ分の地方消費税交付金充当額				
				特定財源				一般財源					
				国庫支出金	都支出金	市債	その他						
決算書	行政報告書	款	項	目									
		3 1 4	障害者福祉費										216,137
153	213	4	自立支援給付費等事業費	1,988,526	888,548	582,558			517,420				170,632
	222	5	自立支援医療・補装具給付事業費	153,216	76,490	38,320			38,406				12,665
	223	6	地域生活支援事業費	90,149	27,743	14,872			47,534				15,675
	229	7	在宅障害者支援事業費	40,338	510	6,888			32,940				10,863
	232	10	難病患者福祉手当支給事業費	19,110					19,110				6,302
		3 2 2	児童措置費										450,024
159	247	2	民間保育園運営委託・補助事業費	2,970,922	660,038	772,237		373,908	1,164,739				384,101
	257	4	認可外保育施設利用者に対する補助事業費	3,924		1,829			2,095				691
	257	5	認証保育所補助事業費	42,745		21,422			21,323				7,032
161	258	6	認定こども園事業費	294,969	90,862	101,279			102,828				33,910
	260	7	小規模保育事業費	188,045	81,601	47,353			59,091				19,487
	262	8	家庭的保育事業費	27,092	13,256	5,964			7,872				2,596
	264	12	病児・病後児保育事業費	23,754	6,939	10,121			6,694				2,207
		3 2 7	学童保育所費										6,956
173 175	285	1	学童保育所運営費	174,091	32,136	73,588		47,274	21,093				6,956
		4 1 1	保健衛生総務費										45,812
183 185	306	3	母子保健事業費	86,426	2,505	9,189		844	73,888				24,366
185	321	4	成人保健事業費	77,186	296	11,859			65,031				21,446
			合計	6,180,493	1,880,924	1,697,479	0	422,026	2,180,064				718,929

- 備考 1 「社会保障施策に要する経費」とは、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」に関する施策とされています。  
 2 「社会福祉」では、「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「児童福祉」、「生活保護」等が具体的施策とされています。  
 3 「社会保険」では、「国民健康保険」、「介護保険」等が具体的施策とされています。  
 4 「保健衛生」では、「健康増進対策」、「感染症 その他の疾病の予防対策」等が具体的施策とされています。